

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し 業務の効果的实施等の観点から次のとおり適宜弾力的に見直しを行うこと。</p> <p>(1) 労災病院の全国的・体系的な勤労者医療における中核的役割の推進、産業保健推進センターの産業保健関係者への支援活動等の機能強化のため、本部の施設に対する業務運営支援・経営指導機能などのマネジメント機能を強化すること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し 機構の業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、次のとおり取り組む。</p> <p>(1) 本部役職員と施設の管理者間の施設運営に関する協議、施設の経営分析に基づく指導の強化など、本部の施設運営支援・経営指導体制を強化する。 特に労災病院については、病院毎の財務分析・情報提供を推進する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し 機構の運営業務を効率的かつ効果的に実施するため次のとおり取り組む。</p> <p>(1) 本部の施設運営支援・経営指導体制の強化を図るため、本部役職員と施設の管理者間の施設運営に関する協議、施設の経営分析に基づく指導の強化など、組織・運営体制を見直す。 特に労災病院については、個々の病院毎に経営分析指標に基づく財務分析を行うとともに、これに基づく経営指導・支援を行う。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し 機構の運営業務を効率的かつ効果的に実施するため次のとおり取り組む。</p> <p>(1) 施設に対する本部の運営支援・経営指導体制の強化を図るため、次のような取組を行った。 資料01-01 資料01-01-01</p> <p>① 理事長メッセージの発信 独立行政法人が発足した4月1日に、全ての職員一人一人に「自分の足で立つ」経営を行うことの重要性を訴える理事長名文書を配付した。</p> <p>② 施設に対する本部の運営支援・経営指導体制の強化 理事会（週1回）を開催し、中期目標・中期計画を確実に達成するため、施設が取り組むべき事項や方向性を示した運営の基本方針を策定し施設に対して指導を実施した。</p> <p>（基本方針） ・機構運営方針（労災病院編） ・勤労者医療推進年次計画 ・産業保健推進事業計画 ・労災リハビリテーション作業所運営改善通達</p> <p>また、とりわけ労災病院の効率的運営や財政支出削減を迅速に推進し抜本的な経営改善を実現するため、理事会とは別して、本部内に理事長をトップに、本部役員及び関係部長等を構成員とする「経営改善推進会議」（毎週開催）を設置した。さらに、「経営改善推進会議」の下に経営改善を着実に推進するため、本部内関係各課からなる「経営改善プロジェクトチーム」を設置した。 個々の労災病院に対する経営指導や支援策をとりまとめるため、医療事業部に経営指導課を設置するとともに、建物の長期使用等の対応に効率的に取り組むため営繕部計画課に保全班を設置した。 また、組織的かつ継続的な業務改善を通じて中期目標等で求められる業務実績の達成を確実なものとするため、事業毎、施設毎（労災病院は院内の部門毎にも実施）に目標・評価指標、行動計画を定め評価を実施する「内部業績評価制度」を導入した。</p>

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>(2) 役員の業績、職員の勤務成績、法人の事業実績、社会一般の情勢等を反映した人事・給与制度を導入すること。</p>	<p>(2) 外部機関等を活用して情報を収集し、新たな人事・給与制度を速やかに導入する。</p>	<p>(2) 外部コンサルタントを活用することにより人事・給与制度のあり方について調査・検討し、新たな制度の設計・構築を行う。</p>	<p>③ 院長会議等各種会議の開催 独法化に当たり、臨時の全国労災病院院長会議を開催（平成16年4月）し、中期計画、年度計画の達成に向けての指示・説明を行ったことを皮切りに、随時、関係職員を対象とした会議を招集した。会議における具体的な指示・説明事項は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度診療報酬改定（マイナス1%）への迅速な対応による収入確保</li> <li>・平成20年度までの経営目標の策定</li> <li>・物品共同購入</li> <li>・医療提供体制の改革の方向性（亜急性期病床、回復期リハ棟の導入等）</li> <li>・医師確保対策に関する緊急措置</li> </ul> <p>この他、産業保健推進センター所長会議、労災リハビリテーション作業所長等管理職を主とした会議等を含め計34回開催し、意識改革を徹底するとともに、機構全体をあげて中期目標の達成、事業の効率化、財政支出削減に取り組むよう指示・説明等を行った。</p> <p>④ 労災病院に対する経営指導・支援 <span style="float: right;">資料01-02</span> 本部の施設運営支援・経営指導体制の下で、個々の病院毎に患者数の推移、病床利用率、診療科別収支率、人件費等の経営分析指標に基づく財務分析を行うとともに、これに基づき次の措置を講じた。</p> <p>ア 本部に設置する経営改善推進会議において、より高点数の施設基準の取得、地域医療連携の強化、病床削減を含む効率的な医療提供体制の構築等の推進方策を講ずるとともに、医師確保支援制度、施設間の転任推進制度等の新たな制度の構築、薬品の共同購入等の効率化策を導入。併せて、役職員給与カットを決定</p> <p>イ 独法化に先立ち、本部・病院間の協議（病院協議）により、平成15年度中に病院毎の平成20年度までの経営目標（収支計画）を策定するとともに、平成16年度にフォローアップを実施</p> <p>ウ 特に収支が悪い病院を「経営改善病院」に指定し、本部主導により「経営改善計画」を策定し、継続的なフォローアップと実地指導を実施</p> <p>(2) 新たな人事・給与制度の導入 <span style="float: right;">資料01-03</span> 外部コンサルタントから各種情報等の提供、提案などを受け、「新人事・給与制度」の構築に当たっての基本的考え方を「新人事・給与制度骨子（案）」として取り纏めるとともに、新人事・給与制度構築のための検討組織として、本部内に「新人事・給与制度プロジェクトチーム」を設置し、新人事・給与制度骨子（案）に基づく制度設計を行っている。</p>

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>2 一般管理費、事業費等の効率化  中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成15年度）に比し、一般管理費（退職手当を除く。）については15%程度、また、事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）については5%程度節減すること。  なお、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター運営業務については、費用節減に努めることにより、その費用のうち運営費交付金の割合を低下させること。</p>	<p>2 一般管理費、事業費等の効率化  一般管理費（退職手当を除く。）については人件費の抑制、施設管理費の節減を図り、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成15年度）の相当経費に比べて15%程度の額を節減する。  また、事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）については、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託契約・保守契約の見直し等により、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成15年度）の相当経費に比べて5%程度の額を節減する。  医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおける運営費交付金の割合については、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底等による費用節減に努めることにより、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成15年度）に比べて5ポイント程度低下させる。</p>	<p>2 一般管理費・事業費等の効率化  (1) 一般管理費（退職手当を除く。）については、業務委託の推進等人件費の抑制、節電・節水による省資源・省エネルギーなど日常的な経費節減、競争入札の積極的な実施に努める。  また、事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）については、物品の統一化を行うことによる物品調達コストの縮減、保守契約内容の見直しにより節減に努める。</p>	<p>2 一般管理費・事業費等の効率化  (1) 一般管理費・事業費の縮減 <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">資料01-04</span></p> <p>① 一般管理費（退職手当を除く。）については、平成15年度に比べ△3.7%の縮減（△827百万円）を実施した。主な縮減の取組事項は以下のとおりである。</p> <p>ア 人件費の抑制  本部による指導のもと、事務職員数の抑制を図るとともに、下記の取組により人件費を△522百万円縮減した。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>役員：本俸5%カット、賞与0.3月分カット  職員：俸給1.087%カット  賞与0.16月分カット、管理職加算半減</p> </div> <p>イ 競争入札の積極的な実施  競争入札の更なる実施に努めた結果、平成16年度の入札件数は平成15年度を78件上回り、契約額は平成15年度に比べ、△41百万円縮減した。</p> <p>ウ 省資源・省エネルギーの推進  日常的な節電・節水への取組に加え、電力供給業者の変更、節水バルブの設置等の取組により、光熱水費を平成15年度に比べて△21百万円縮減した。</p> <p>エ その他の取組  以上の取組に加えて、下記の取組により一般管理費の縮減に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・16年10月東京連絡事務所の廃止、事務機器の再リース等による賃借料の縮減（△87百万円）</li> <li>・法令規程集のCD-R化に伴う印刷物取り止め等による印刷製本費の縮減（△51百万円）</li> <li>・定期購読誌の見直し、インターネットを利用した購入手段の活用等による消耗器材費の縮減（△43百万円）</li> </ul> <p>オ 17年度における取組方針  17年度においても引き続き上記の取組を強化するとともに、新たに下記の事項に取り組み一層の一般管理費の縮減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員俸給の2.5%カット（17年4月実施）</li> <li>・職員賞与0.14月分カット</li> </ul>

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
		<p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについては、市場価格調査の積極的な実施による物品調達コストの縮減等により、その費用のうち運営費交付金の割合の低下に努める。</p>	<p>② 事業費の縮減  事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く）については、平成15年度に比べ△4.1%の縮減（△223百万円）を実施した。主な縮減の取組事項は以下のとおりである。</p> <p>ア 印刷製本費の縮減  図書等貸出しリーフレット、各種パンフレットの作成を取り止め、ホームページによる情報提供への切替、広報誌の頁数、紙質等仕様の見直し等により、印刷製本費を平成15年度に比べて△142百万円縮減した。</p> <p>イ 消耗器材費の縮減  定期購読誌の見直し、インターネットを利用した購入手段の活用等による物品の統一化を推進し、消耗器材費を平成15年度に比べて△58百万円縮減した。</p> <p>ウ 賃借料の縮減  産業保健推進センターにおいて、契約交渉の強化・徹底を実施し、事務所賃借料を平成15年度に比べて△23百万円縮減した。</p> <p>エ 保守料金の縮減  消防設備や昇降機等の保守回数、点検項目の見直し、電話設備やFAX等についてスポット契約への切替を実施し、保守料金を平成15年度に比べて△7百万円縮減した。</p> <p>オ その他の取組  以上の取組に加えて、下記の取り組みにより事業費の縮減に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外巡回健康相談事業の派遣都市の見直し（△7百万円）</li> <li>・ 援護業務における在宅介護住宅資金貸付債権管理業務の事務委託の取り止め（△4百万円）</li> <li>・ メール便等安価な発送手段利用による通信運搬費の縮減（△5百万円）</li> </ul> <p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金の割合の低下 <span style="float: right;">資料01-05</span>  職員賞与0.16月分カット、本部からの医療材料等の価格情報等に基づく物品調達コストの縮減、競争入札による清掃業務等委託契約の縮減等の支出削減に努めたことにより、運営費交付金の割合が、平成15年度に比べ3.3ポイント低下した。</p>

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<p>○ 組織・運営体制の見直しにより、効率的かつ効果的な業務運営が図られたか。</p> <p>・ 組織・運営体制について、本部の施設運営支援・経営指導体制の強化を図る観点から、見直しが行われたか。</p> <p>・ 個々の労災病院ごとの財務分析が行われ、これに基づく経営指導・支援が行われたか。</p> <p>・ 外部コンサルタントを活用し、職員の勤務実績、法人の事業実績等を反映した人事・給与制度の検討がなされ、新たな制度の設計・構築が行われたか。</p> <p>・ 一般管理費（退職手当を除く）及び事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）の効率化について、中期目標を達成することが可能な程度（一般管理費については毎年度3%程度削減、事業費については毎年度1%程度削減）に推移しているか。</p> <p>・（医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについて）費用のうち運営費交付金の割合について、中期目標を達成することが可能な程度（毎年度1ポイント程度削減）に推移しているか。</p>	<p>（理由及び特記事項）</p> <p>○ 平成16年度計画の各項目の着実な達成、個々の病院毎の経営指導も含めて労災病院における損益改善に繋がる組織・運営体制の見直しを行うとともに、事業運営の効率化に関して、一般管理費について△3.7%削減（単年度で中期目標の24.7%達成）、事業費について△4.1%削減（単年度で中期目標の82.0%達成）、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金の割合について3.3ポイント改善（単年度で中期目標の66.0%達成）を実現した。これらのことから、自己評定を「A」とした。</p> <p>・ 独法発足直後に、理事長メッセージを全ての職員一人一人に「自分の足で立つ」経営を行う重要性を文書で配布した。</p> <p>・ 抜本的な経営改善を推進するため、本部に理事長をトップとする「経営改善推進会議」を設置し、様々な事業の効率化、財政支出削減を推進した。</p> <p>・ 個々の労災病院に対する経営指導や支援策をとりまとめるため、医療事業部に経営指導課を設置するとともに、建物の長期使用等の対応に効率的に取り組むため営繕部計画課に保全班を設置した。</p> <p>・ 組織的かつ継続的な業務改善を通じて中期目標等で求められる業務実績の達成を確実なものとするため、事業毎、施設毎（労災病院は院内の部門毎にも実施）に目標・評価指標、行動計画を定め評価を実施する「内部業績評価制度」を導入した。</p> <p>・ 独法化に当たり、臨時の全国労災病院院長会議を開催（平成16年4月）し、中期計画、年度計画の達成に向けての指示・説明を行うとともに、随時、関係職員を対象とした会議を招集し、診療報酬のマイナス改定への迅速な対応による収入の確保、平成20年度までの経営目標の策定等の具体的な指示・説明を行った。</p> <p>・ 産業保健推進センター所長会議、労災リハビリテーション作業所長等管理職を主とした会議等を含め計34回開催し、意識改革を徹底するとともに、機構全体をあげて中期目標の達成、事業の効率化、財政支出削減に取り組むよう指示・説明等を行った。</p> <p>・ 個々の病院毎の財務分析に基づき、病床削減を含む効率的な医療提供体制の推進方策、施設間の転任推進制度、医師確保の支援制度等の構築、薬品共同購入の実施、本部・病院間の協議による病院毎の経営目標（収支計画）の策定・フォローアップに取り組むとともに、特に収支の悪い病院を「経営改善病院」に指定（6病院）し、本部指導による経営改善の実施に取り組んだ。</p> <p>・ 外部コンサルタントを活用し、職員の勤務実績、法人の事業実績等を反映した人事・給与制度の検討を行い、「新人事・給与制度骨子（案）」としてその基本的考え方をとりまとめ、新たな制度の設計・構築を行っている。</p> <p>・ 一般管理費（退職手当を除く）については、人件費の抑制（役員：俸給5%、賞与0.3月カット。職員：賞与0.16月カット、管理職加算半減）、競争入札の積極的な実施、省資源・省エネルギーの推進等により、前年度比△3.7%削減した。</p> <p>・ 事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く）については、印刷製本費の縮減、消耗器材費の縮減、賃借料の縮減、保守料金の縮減等により前年度比△4.1%削減した。</p> <p>・ 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについては、職員賞与0.16月分カット、本部からの医療材料等の価格情報等に基づく物品調達コストの縮減、競争入札による清掃業務等委託契約の縮減等の支出削減により、運営費交付金の割合が、平成15年度に比べ3.3ポイント低下した。</p>		<p>（理由及び特記事項）</p> <p>・ 様々な対応を行い、計画以上に進んでいる。</p> <p>・ ほぼ目標並みである。</p> <p>・ 「足で立つ経営」の基盤整備を精力的におこなったことは評価できる。</p> <p>・ 組織運営体制の見直しが進んでいる。多様な構成員を抱えての見直しのため、多くの工夫をしている。病院協議や組合との賃金カット等の話し合いを継続的に行っている。</p> <p>・ 医療が単なる営利目的で行われることのないよう、サービス向上を重視している。</p> <p>・ 人事制度の改訂が、より業績に近づくことは納得がいく。</p> <p>・ 経費削減の影響についてはなお慎重な評価と対策が必要である。</p> <p>・ 職員への経営方針の浸透度が気になる。管理監督者層を中心とした上意下達だけでなく各職種ごとの理解度もあげるよう引き続き努力されたい。</p> <p>・ 労災疾患に意欲を燃やす医師の確保を中長期的に努力願いたい。</p> <p>・ モチベーションをアップするような、施策が望まれる。</p> <p>・ モラルダウン等、後に問題点を残さないよう充分留意することが必要である。</p> <p>・ 評価も適切に行うことは重要であるが評価結果をどのように生かすかも重要である。</p> <p>・ 会議倒れにならないよう留意すること。</p> <p>・ 職員給与については、赤字脱却までの間、ラスパイレース指数100を目標とすべきである。</p> <p>・ 労働組合の出方が注目される。</p>	

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>3 労災病院の再編による効率化            労災病院については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）及び「労災病院の再編計画」（平成16年3月30日厚生労働省策定）に基づき、37病院を30病院（5病院を廃止し4病院を2病院に統合する）とする労災病院の再編を、定められた期限（平成19年度）までに行うこと。</p>	<p>3 労災病院の再編による効率化            労災病院の再編（統廃合）については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）及び「労災病院の再編計画」（平成16年3月30日厚生労働省策定）に基づき、統廃合の対象病院毎に「労災病院統廃合実施計画」を策定し、定められた期限までに着実に進める。            なお、労災病院の統廃合の実施に当たっては、当該地域における医療の確保、産業保健活動の推進等に十分配慮するとともに、当該労災病院の受診患者の診療や療養先の確保及び職員の雇用の確保等に万全を期す。</p>	<p>3 労災病院の再編による効率化            （1）労災病院の再編（統廃合）による効率化を図るため、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）及び「労災病院の再編計画」（平成16年3月30日厚生労働省策定）に基づき、統廃合の対象病院毎に「労災病院統廃合実施計画」を策定する。            なお、統廃合実施計画策定に当たっては、当該地域における医療の確保、産業保健活動の推進、当該労災病院の受診患者の診療や療養先の確保及び職員の雇用の確保等に係る対策を盛り込む。            （2）「労災病院の再編計画」において平成16年度が廃止期限とされた霧島温泉労災病院については、「霧島温泉労災病院統廃合実施計画」に基づき廃止に係る業務を進め、平成16年度中に廃止する。</p>	<p>3 労災病院の再編による効率化            （1）労災病院統廃合実施計画の策定 <span style="float:right">資料02-01 資料02-01-01~02</span>            統廃合の対象病院毎に「労災病院統廃合実施計画」を策定した。            ・霧島温泉労災病院（平成16年4月1日策定）            ・珪肺、大牟田、岩手、筑豊、美唄及び岩見沢、九州及び門司の各労災病院（平成16年9月1日策定）            なお、統廃合実施計画の策定に当たっては、当該地域における医療の確保、産業保健活動の推進、当該労災病院の受診患者の診療や療養先の確保及び職員の雇用の確保等に係る対策を盛り込んだ。            （2）霧島温泉労災病院の廃止 <span style="float:right">資料02-02</span>            霧島温泉労災病院については、「霧島温泉労災病院統廃合実施計画」に基づき廃止に係る業務を進め、平成16年4月9日に廃止した。            （3）その他の統廃合対象病院の状況 <span style="float:right">資料02-03</span>            ① 廃止対象病院（廃止予定時期）            ア 珪肺労災病院（平成17年度）            地元との連絡会議を2回開催。地元は獨協医科大学への移譲を要望。獨協医科大学と具体的な協議（譲渡対象資産、再就職希望者の採用条件、診療機能・患者の承継等）を進めている。            イ 大牟田労災病院（平成17年度）            地元との連絡会議を1回開催し、一般医療に係る後医療の在り方等に関する要望の取り纏めを依頼。厚生労働省のCO患者特別対策事業の実施を踏まえた対応を検討している。            ウ 岩手労災病院（平成18年度）            地元との連絡会議を2回開催し、後医療の在り方に関する要望の取り纏めを依頼。地元関係者と移譲先の早期決定に向け協議を進めている。            エ 筑豊労災病院（平成19年度）            地元との連絡会議を1回開催し、後医療の在り方に関する要望の取り纏めを依頼。地元関係者と移譲先の早期決定に向け協議を進めている。            ② 統合対象病院（統合予定時期）            ア 美唄・岩見沢労災病院（平成19年度）            両病院と今後の在り方に関する協議会を5回開催。両病院の経営をめぐる環境変化等を踏まえ、今後の在り方を検討。統合の具体的な形及び運用のイメージ等を検討している。            イ 九州・門司労災病院（平成19年度）            両病院と今後の在り方に関する協議会を4回開催。16年度に九州労災病院が移転新築工事の基本設計に入ることから、統合についての基本的考え方及び基本設計に必要な事項を整理した。統合の具体的な形及び運用のイメージを検討している。</p>

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
4 休養施設及び労災保険会館の運營業務の廃止 休養施設及び労災保険会館については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)に基づき、平成17年度末までに全て廃止すること。	4 休養施設及び労災保険会館の運營業務の廃止 休養施設及び労災保険会館の廃止については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)に基づき、定められた期限までに着実に進める。	4 休養施設及び労災保険会館の運營業務の廃止 「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)に基づき、休養施設「大沢野パレス」(富山県大沢野町)を平成17年3月31日までに廃止する。	4 休養施設及び労災保険会館の運營業務の廃止 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料02-04</span> 「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)に基づき、平成17年3月31日に休養施設「大沢野パレス」を廃止した。 廃止に当たっては、地元自治体・労働局への廃止通告、利用者への周知、職員の雇用対応など適切な業務に努めた。 処分に当たっては、地元自治体への買い受け勧奨を行ったが、購入希望がなかったことから一般競争により建物を売却した。 なお、休養施設及び労災保険会館については、平成17年度末までに廃止することとしており、平成17年5月末には水上荘を廃止し、平成17年度末には別府湯のもりパレス及び労災保険会館を廃止する。  5 その他施設の統廃合 財務の効率化、施設の有効利用の観点から、現在11校ある労災看護専門学校について、平成18年度末をもって美唄及び和歌山労災看護専門学校を閉校することとした。 また、現在8所あるリハビリテーション施設について、中期目標期間中に再編を目指すこととした。

評価の視点	自己評価	A	評 定	A
<p>○ 「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)及び「労災病院の再編計画」(平成16年3月30日厚生労働省策定)に基づき、労災病院の統廃合、休養施設及び労災保険会館の運營業務の廃止を適切に進めているか。</p> <p>・ 統廃合対象病院毎の「労災病院統廃合実施計画」が策定されたか。</p> <p>・ 「労災病院統廃合実施計画」には、当該地域における医療の確保、産業保健活動の推進、当該労災病院の受診患者の診療や療養先の確保及び職員の雇用の確保等に係る対策が盛り込まれたか。</p> <p>・ 霧島温泉労災病院の廃止は適切に行われたか。また、廃止に係る業務は適切に進められたか。</p> <p>・ 当該年度に予定される施設(休養施設「大沢野パレス」)の廃止は適切に行われたか。また、廃止に係る業務は適切に進められたか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 病院毎に「労災病院統廃合実施計画」を策定し、平成16年度に廃止を予定していた霧島温泉労災病院については、廃止に係る業務を適切に進め、平成16年4月9日に廃止した。平成17年度以降に統廃合を予定する病院については、円滑に統廃合を実施するため、後医療の在り方に関する地元関係者との協議などの業務を積極的に実施し、珪肺労災病院については平成16年度において移譲先を事実上内定し、正式な移譲契約の締結に向けて具体的な協議を開始した。これらのことから、自己評価を「A」とした。</p> <p>・ 統廃合対象病院毎の「労災病院統廃合実施計画」を策定した。</p> <p>・ 統廃合実施計画の策定に当たっては、当該地域における医療の確保、産業保健活動の推進、当該労災病院の受診患者の診療や療養先の確保及び職員の雇用の確保等に係る対策等、病院毎に必要な事項を盛り込んだ。</p> <p>・ 「霧島温泉労災病院廃止実施計画」に基づき、平成16年4月9日に廃止した。また、法令に基づく手続の届出、診療録等、法人文書の管理等について作業リストを作成し、再編整備課において進捗状況を管理しながら、担当部課及び霧島温泉労災病院と調整して作業を行った。</p> <p>・ 平成17年度以降に統廃合を予定する病院については、円滑に統廃合を実施するため、後医療の在り方に関する地元関係者との協議などの業務を積極的に実施し、珪肺労災病院については移譲先を事実上内定し、具体的な協議を開始した。</p> <p>・ 大沢野パレスの廃止に当たっては、地元自治体・労働局への廃止通告、利用者への周知、職員の雇用対応など適切な業務を行い、平成17年3月31日に休養施設「大沢野パレス」を廃止した。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・ 計画以上に進んでいる。</p> <p>・ 病院資産の移譲に当たって適正な価格かどうかのチェックはなされているか留意する必要がある。</p> <p>・ 廃止病院の労働者の雇用の確保、入院患者への配慮等に努力している。</p> <p>・ 地元との話し合いを重視している。移譲に関しては、外部の評価を仰いでいる。</p> <p>・ 第三者による評価を受けている。</p> <p>・ おおむね順調に統廃合計画は進んでいると思われる。なお、残る案件についても計画通り進行されることを期待する。</p> <p>・ 廃止病院の赤字幅が大きくなるのはやむを得ないと推察されるが、今後、廃止や統合が予定されている病院について、赤字が大きくなるような対応が望まれる。</p>	

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績	
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 業績評価の実施、事業実績の公表等 業績評価を実施し業務運営へ反映させるとともに、業績評価の結果や機構の業務内容を積極的に公表し、業務の質及び透明性の向上を図ること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 業績評価の実施、事業実績の公表等 (1) 中期目標期間の初年度に、外部有識者を含む業績評価委員会を設置し事業毎に事前・事後評価を行い、業務運営に反映する。また、業績評価の結果については、ホームページ等で公表する。</p> <p>(2) 毎年度決算終了後速やかに事業実績をホームページ等で公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させることを通じて、業務内容の充実を図る。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 業績評価の実施、事業実績の公表等 (1) 業務の質の向上に資するため、機構が実施する業績評価について、内部の検討に加え、外部の学識経験者等により構成される業績評価委員会を開催し、評価方法等の検討を行う。</p> <p>(2) 業務の透明性の向上に資するため、平成16年度の決算終了後に業務実績をホームページ等で公開し、広く意見・評価を求める仕組みを導入する。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 業績評価の実施、事業実績の公表等 (1) 業績評価の実施 資料03-01 資料03-01-01~02 機構が実施する業績評価の方法について、内部の検討に加え、経営者団体代表、労働者団体代表及び学識経験者(計8名)から構成する「業績評価委員会」(12月開催)において検討を行い、平成17年度から全ての事業・施設毎(労災病院は院内の部門毎にも実施)にバランス・スコアカードの手法を用いた内部業績評価を実施することとした。 平成16年度は、平成17年度からの本格実施に先駆け、3労災病院で内部業績評価を先行的に実施するとともに、事業毎の具体的な目標・評価指標、行動計画を策定した。 加えて、外部有識者による業績評価として、「業績評価委員会」において平成16年度の上半期業務実績の事後評価、平成17年度機構運営方針の事前評価を実施し、広報活動の強化など業務の改善に反映させた。 なお「業績評価委員会」の業績評価の結果については、ホームページ等で公表した。</p> <p>(2) 業務実績の公表 資料03-02 事業の業務実績をホームページで公表し、広く意見・評価を求め、翌年度の事業運営計画に反映させる仕組みを導入した。</p>	
<p>評価の視点</p>	<p>自己評価</p>	<p>A</p>	<p>評 定</p>	<p>B</p>
<p>○ 適切な評価体系を構築するとともに、業務実績等を公表することにより、業務の質の向上及び透明性の確保が図られているか。</p> <p>・ 外部の学識経験者等により構成される業績評価委員会を開催し、適切に評価方法等の検討が行われたか。</p> <p>・ 業績評価の結果、業務実績を公開し、意見・評価を求める仕組みが導入されているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ バランス・スコアカードの手法を用いた内部業績評価制度を構築し、全ての事業・施設及び労災病院の各部門を対象とした循環型マネジメント(PDCA)の仕組みを導入するなど、国内においてもあまり例を見ない画期的な評価体系を構築するとともに、併せて、3労災病院で内部業績評価を先行的に実施した。また、業績評価委員会(医学研究評価部会及び産業保健評価部会を含む)において、事業毎の事前・事後評価を実施し、その結果を業務の改善に反映した。これらのことから、自己評価を「A」とした。</p> <p>・ 外部の学識経験者等により構成される業績評価委員会を開催し、評価方法等の検討を行った。</p> <p>・ 業績評価の結果、業務実績を公開し、意見・評価を求める仕組みを導入した。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・ 計画通り進んでいる。</p> <p>・ システムはできたと評価するので、今後の成果を見守りたい。</p> <p>・ バランススコアカードを導入したことを評価する。今後、より効果が得られるものになるように、努力が望まれる。</p> <p>・ 労災病院の特徴を生かした評価が懸念する。</p> <p>・ 評価結果による実際の業績向上に資することが明らかになった点で判断したい。</p> <p>・ モチベーションアップのために、更なる工夫が望まれる。</p> <p>・ バランススコアカードの導入事実が、具体的にどれだけの効果あるいは業務改善につながったのかに関する具体的資料に乏しい。</p>	



中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>2 療養施設の運營業務 (1) 勤労者医療の中核的役割の推進 中期目標期間の初年度に、勤労者医療に関する臨床研究機能、予防活動機能、地域支援機能を集約するとともに、各機能を組織的・計画的に推進すること。</p> <p>① 労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進産業活動に伴い、依然として多くの労働災害が発生している疾病、又は産業構造・職場環境等の変化に伴い、勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病について、別紙の12分野の課題に応じて研究の方向性を定め、労災疾病に係るモデル医療やモデル予防法の研究・開発、普及に取り組むこと。</p> <p>また、労災疾病に係る研究・開発、普及に当たっては、各労災病院が有する臨床研究機能を集約して各分野毎に中核病院を選定し、各労災病院間のネットワークを活用して取り組むこと。</p>	<p>2 療養施設の運營業務 (1) 勤労者医療の中核的役割の推進 勤労者医療に関する臨床研究機能、予防活動機能、地域支援機能を集約し、各機能を組織的・計画的に推進するため、次のとおり取り組む。</p> <p>① 労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進 中期目標に示された12分野毎に別紙のとおり研究テーマを定めるとともに、研究・開発、普及の効果的な推進を図るため、次のような取組を行う。</p> <p>ア これまでの診療実績・研究実績等を踏まえ、12分野毎に中核病院を定めるとともに、「労災疾病等研究・開発、普及ネットワーク」を構築することにより、研究テーマ毎にモデル医療やモデル予防法の研究開発に必要な臨床データ等を全国的・体系的に集積する。</p> <p>イ 研究開発されたモデル医療等の円滑な普及を図るため、次のような取組を行う。</p> <p>i 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータ・ベース(ホームページ)を構築し、中期目標期間の最終年度において、アクセス件数を10万件以上(※)得る。 (※参考：平成14年度実績4,124件(産業中毒、じん肺、腰痛データ・ベース))</p>	<p>2 療養施設の運營業務 (1) 勤労者医療の中核的役割の推進 勤労者医療の中核的役割を推進するため、労災疾病研究センターにおいて行う臨床研究、勤労者予防医療センターにおいて行う予防活動及び勤労者医療の地域支援の推進を図るため設置する地域医療連携室において行う地域支援の各機能を集約し、勤労者医療総合センターと称して組織的・計画的に運営し、次のとおり取り組む。</p> <p>① 労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進 労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進を図るため、各労災疾病研究センターにおいて中期計画の別紙12分野の研究テーマ毎に研究開発計画を作成するとともに、次のような取組を行う。</p> <p>ア 各労災病院の有する診療実績・研究実績等を総合的に勘案して12分野毎に中核病院を定めるとともに、当該中核病院に当該分野の研究を行う労災疾病研究センターを付設する。また、「労災疾病等研究・開発、普及ネットワーク」を構築して、全労災病院から同ネットワークを通じて研究テーマ毎に研究・開発に必要な臨床データ等を集積する。</p> <p>イ 研究開発されたモデル医療等の普及を図るため、身体への過度の負担による筋・骨格系疾患、振動障害、化学物質の曝露による産業中毒、粉じん等による呼吸器疾患に関し、これまでの研究成果を基にして、労災指定医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータ・ベース(ホームページ)を構築し、アクセス件数を5千7百件以上得る。</p>	<p>2 療養施設の運營業務 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料04-01</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料04-02</span> (1) 勤労者医療の中核的役割の推進 全国32の労災病院において、4月1日付をもって勤労者予防医療センター、労災疾病研究センター(室)、地域医療連携室の各機能を集約し、勤労者医療総合センターと称して組織の整備を行い、その統一的な体制の下で、効率的及び計画的に勤労者医療の中核的役割を推進した。</p> <p>① 労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進 労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進を図るため、研究開発計画の策定など、次のような取組を行った。</p> <p>ア 労災疾病に係る研究・開発の実施 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料04-03</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料04-03-01~04</span> 中期目標の別紙12分野ごとに中核病院を定め、労災疾病研究センターを付設し、それぞれの分野ごとに主任研究者、分担研究者を選任して研究開発計画を策定した。 研究開発計画の策定や研究・開発の実施に当たっては、研究・開発、普及事業を統括する統括研究ディレクター(前横浜市立大学医学部長)を機構本部に配置するとともに、研究者の要請に応じて助言や指導を行う研究アドバイザー(外部の医学研究に関する専門家等)を委嘱するなど、研究者に対する支援体制を整備した。 また、研究・開発に必要な臨床データ等を集積するため、各労災病院及び機構本部間に、「労災疾病等研究・開発、普及ネットワーク」を構築し、データの集積を開始した。</p> <p>イ ホームページによる研究成果の普及 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料04-04</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料04-04-01</span> 身体への過度の負担による筋・骨格系疾患、振動障害、化学物質の曝露による産業中毒、粉じん等による呼吸器疾患に関し、これまでの研究成果を基にして、モデル医療情報、モデル予防情報などを掲載したデータ・ベース(ホームページ)を構築し、研究成果の普及を図った。 〔ホームページアクセス件数 14,630件〕 また、平成17年3月に、職業復帰のためのリハビリテーション及び勤労者のメンタルヘルス分野のデータベースを新たに構築し、平成17年度から公開することとした。</p>

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
	<p>ii 労災病院の医師等に対してモデル医療等に係る指導医育成の教育研修を実施する。</p> <p>iii 中期目標期間中に、日本職業・災害医学会等関連医学会において、13研究・開発テーマに関し30件以上(※)の学会発表を行う。</p> <p>(※参考：研究開発期間中と終了時に、それぞれ1回以上実施)</p> <p>ウ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえ、外部委員を含む研究評価委員会を設置して、各研究テーマの事前評価を行い、以降毎年度、中間・事後評価を行うことで、その結果を研究計画の改善に反映する。</p>	<p>ウ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえ、外部委員を含む研究評価委員会において各研究開発計画の事前評価を行うとともに、その結果を研究計画の改善に反映する。</p>	<p>ウ 研究・開発に係る評価の実施</p> <p style="text-align: right;">資料04-05</p> <p>「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえ、外部の臨床研究に関する有識者等31名で構成する業績評価委員会医学研究評価部会を設置し、研究開発計画の有効性・効率性等に関する事前評価を実施した。</p> <p>また、「臨床研究に関する倫理的指針」及び「疫学研究に関する倫理的指針」を踏まえ、医学研究倫理審査委員会を設置し、研究開発計画に対する倫理面の審査を行った。</p> <p>医学研究評価部会の事前評価結果及び医学研究倫理審査委員会の審査結果については、研究開発計画の改善に反映した。</p>

評価の視点	自己評定	A		評 定	B	
<p>○ 療養施設の運營業務（労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進）について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <p>・ 地域支援の各機能を集約した勤労者医療総合センターの組織的体制が、確実に構築されたか。</p> <p>・ 各労災疾病研究センターにおいて、中期計画の別紙12分野の研究テーマ毎に研究開発計画を作成したか。</p> <p>・ 労災疾病研究センターの設置、労災疾病等の研究・開発、普及ネットワークの構築により研究・開発推進体制が整備され、臨床データ等が全労災病院から集積されるなど、労災疾病に係る研究・開発が計画的かつ着実に実施されているか。</p> <p>・ モデル医療情報、モデル予防情報などを掲載したデータ・ベース（ホームページ）が構築されるとともに、アクセス件数5千7百件以上を得られたか。</p> <p>・ 外部委員を含む研究評価委員会により各研究テーマの事前評価が行われ、その結果が研究計画の改善に反映されているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 労災疾病12分野の研究開発について、「労災疾病等研究・開発、普及ネットワーク」や国内の研究者による評価・支援体制を構築し、他に例のない大規模臨床研究を可能とする基盤整備を行った。併せて、既存の労災疾病に関する研究成果のデータ・ベース（ホームページ）による普及については、産業中毒、じん肺、振動障害、職業性腰痛等に関し、年度計画（5,700件）を大きく上回る14,630件のアクセスを得た。これらことから、自己評定を「A」とした。</p> <p>・ 地域支援の各機能を集約した勤労者医療総合センターの組織的体制を構築した。</p> <p>・ 各労災疾病研究センターにおいて、中期計画の別紙12分野の研究テーマ毎に研究開発計画を作成した。</p> <p>・ 12分野ごとに中核病院を定め、そこに労災疾病研究センターの設置、労災疾病等の研究・開発、普及ネットワークの構築により研究・開発推進体制を整備し、臨床データ等の集積を開始した。</p> <p>・ モデル医療情報、モデル予防情報などを掲載したデータ・ベース（ホームページ）を構築し、アクセス件数14,630件を得た。</p> <p>・ 外部委員を含む業績評価委員会医学研究評価部会により各研究テーマの事前評価を行い、その結果を研究計画の改善に反映した。併せて、生命倫理等の観点から審査を行うため、倫理審査委員会を開催した。</p>			<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・ 計画通り、体制はできあがったので、これからの結果に期待する。</p> <p>・ 臨床研究の基盤整備を行った。</p> <p>・ 情報データベースによりデータの集積を進め、モデル予防情報などを適切に普及させた。</p> <p>・ 労災件数そのものは減少していると思われるが、一件あたりの規模が大きくなっているため、各労災病院の連携、重点分野の選定は重要である。</p> <p>・ アスベスト等緊急課題への柔軟な取り組みを期待する。</p> <p>・ 学際的研究の推進の一環として、看護・心理・リハビリテーション等コメディカル研究者の更なる研究への参画と成果の発表を促すことを期待する。</p> <p>・ 研究成果のコストパフォーマンスについて検討する必要がある。研究費配分についても、マンネリ化していないかどうかのチェックをするべきである。</p> <p>・ 産業構造の変化による就業者構成は大きく第三次産業にシフトしているが、研究テーマは圧倒的に製造業・鉱業等が中心と思われる。女性に関する研究など一部評価できるものなおテーマの選択には検討を期待する。</p> <p>・ データシステム構築にやや力点が偏っている印象を受けるがそのシステムの機器構成等の妥当性を懸念する。</p>		

評価シート ( 5 )

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績						
<p>② 勤労者に対する過労死予防等の推進 勤労者の健康確保を図るため、過重労働による健康障害の防止、心の健康づくり、勤労女性の健康管理を推進し、中期目標期間中、勤労者の過労死予防対策の指導を延べ23万人以上(※1)、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ5万5千人以上(※2)、勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ7千人以上(※3)実施すること。 また、利用者から、職場における健康確保に関して、有用であった旨の評価を70%以上得ること。</p> <p>(※参考1：平成14年度実績 17,887人) (※参考2：平成14年度実績 7,838人) (※参考3：平成14年度実績 855人)</p>	<p>② 勤労者に対する過労死予防等の推進 勤労者に対する過労死予防等の推進に関し示された中期目標を達成するため、次のような取組を行う。</p> <p>ア 労働衛生関係機関との連携や予防関連学会等からの最新の予防法の情報収集等により、指導・相談の質の向上を図る。</p> <p>イ 勤労者等の利便性の向上を図るため、指導・相談等の実施時間帯の設定に配慮する。</p> <p>ウ 利用者の満足度調査を毎年度実施し、結果を指導・相談内容に反映させることにより、その質の向上を図る。</p>	<p>② 勤労者に対する過労死予防等の推進 勤労者の健康確保を図るため、勤労者予防医療センターにおいて次のような取組を行い、勤労者の過労死予防対策の指導を延べ4万2千人以上、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ1万人以上、勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ1千2百人以上実施するとともに、利用者満足度調査を実施し、利用者から職場における健康確保に関して有用であった旨の評価を70%以上得る。</p> <p>ア 指導・相談の質の向上を図るため、労働衛生関係機関との連携を促進するとともに予防関連学会等からの最新の予防法の情報収集等し、指導・相談業務等に活用する。</p> <p>イ 勤労者等の利便性の向上を図るため、利用しやすい指導・相談等の実施時間帯の設定に配慮する。</p> <p>ウ 満足度調査の結果を検討し、調査において出された意見を勤労者に対する過労死予防等の推進業務の改善に反映する。</p>	<p>② 勤労者に対する過労死予防等の推進 資料05-01 資料05-01-01 一般健康診断結果の有所見率の増加など労働者を取り巻く健康問題を踏まえ、勤労者予防医療センターにおいては、全国で勤労者に対する過労死予防等を組織的に推進するため業務の質の向上などに取組み、次のとおり指導・相談を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="2101 527 2873 653"> <tr> <td>勤労者の過労死予防対策の指導</td> <td>80,876人</td> </tr> <tr> <td>勤労者心の電話相談(メンタルヘルス)</td> <td>12,878人</td> </tr> <tr> <td>勤労女性に対する生活指導</td> <td>2,122人</td> </tr> </table> <p>また、利用者に対する満足度調査を実施し、81.7%の利用者から職場における健康確保に関して有用であった旨の評価を得た。</p> <p>ア 指導及び相談の質の向上 資料05-02 過労死予防対策等における指導及び相談の質を向上するため、次の取組を行った。 i 労働局、労働基準監督署、産業保健推進センター等の労働衛生機関との連携により、過重労働による健康障害防止対策に関する企業への指導・相談等を実施した。 ii 日本職業・災害医学会、日本産業衛生学会等の予防関連学会や健康障害関係研修会に積極的に参加し、勤労者のニーズの把握、企業における健康づくりの好事例等の収集に努め、調理実習を主とした栄養指導や企業向けの禁煙サポート教室の開催等の指導・相談業務に活用した。 iii 食事やストレス管理等に関する勤労者一人ひとりの知識・意識を高めるため、過労死予防等に関するノウハウを集大成した「働く人々の生活習慣病予防ノート」を作成し、講習等で活用した。</p> <p>イ 勤労者等の利便性の向上 資料05-03 勤労者等の利便性の向上を図るため、夜間、土・日曜日における指導・相談の実施(227件、9,108人)、企業への出張講習会の実施(506回、参加34,514人)、夜間など勤労者の利用しやすい時間帯における「勤労者心の電話相談」の受付を行った。</p> <p>ウ 満足度調査の結果に基づく改善 資料05-04 平成16年9月～10月、予防医療センターの利用者2,340人に対し、指導内容、利用時間等についてアンケート調査を実施した。 (有効回答1,875人、回答率80.0%) この調査において出された意見を基に、実践的講習会の実施や指導・相談の実施時間帯の変更など、業務の改善に反映した。</p>	勤労者の過労死予防対策の指導	80,876人	勤労者心の電話相談(メンタルヘルス)	12,878人	勤労女性に対する生活指導	2,122人
勤労者の過労死予防対策の指導	80,876人								
勤労者心の電話相談(メンタルヘルス)	12,878人								
勤労女性に対する生活指導	2,122人								

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<p>○ 療養施設の運営業務（勤労者に対する過労死予防等の推進）について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤労者の過労死予防対策の指導が延べ4万2千人以上実施されたか。</li> <li>・ メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談が延べ1万人以上実施されたか。</li> <li>・ 勤労女性に対する女性保健師による生活指導が延べ1千2百人以上実施されたか。</li> <li>・ 利用者から職場における健康管理に関して有用であった旨の評価を70%以上得られたか。</li> <li>・ 指導・相談の質の向上を図る観点から、最新の予防法の情報収集等が行われ、指導・相談業務等に活用されているか。</li> <li>・ 指導・相談等の実施時間帯の設定に配慮して勤労者等の利便性の向上を図っているか。</li> <li>・ 満足度調査において提出された意見を検討し、業務の改善に反映されたか。</li> </ul>	<p>（理由及び特記事項）</p> <p>○ 本事業においては、指導・相談件数の増を重点事項として取り組み、年度当初に施設毎のミニマムの目標数を指示するとともに、各施設からの毎月の実績報告を踏まえ、業務運営の進行管理をきめ細やかに行った結果、勤労者の過労死予防対策の指導80,876人（年度計画の192.6%、単年度で中期目標の35.2%達成）、勤労者心の電話相談12,878人（年度計画の128.8%、単年度で中期目標の23.4%達成）、勤労女性に対する生活指導2,122人（年度計画の176.8%、単年度で中期目標の30.3%達成）の実績を挙げ、中期目標の繰上達成が可能な状況となった。併せて、利用者からは、中期目標で示された70%を大きく上回る81.7%の満足度を得た。これらのことから、自己評定を「A」とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤労者の過労死予防対策の指導を延べ80,876人実施した。</li> <li>・ メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ12,878人実施した。</li> <li>・ 勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ2,122人実施した。</li> <li>・ 利用者から職場における健康管理に関して有用であった旨の評価を81.7%以上得た。</li> <li>・ 指導・相談の質の向上を図る観点から、労働局・労働基準監督署等との連携による企業への指導・相談の実施、日本職業・災害医学会、日本産業衛生学会等に参加し、勤労者のニーズの把握、企業における健康づくりの好事例等の収集に努め、調理実習を主とした栄養指導や企業向けの禁煙サポート教室の開催等の指導・相談業務に活用した。</li> <li>・ 夜間、土・日曜日における指導・相談の実施、企業へ出張講習会の実施、夜間など勤労者の利用しやすい時間帯における「勤労者心の電話相談」の受付により、勤労者等の利便性の向上を図った。</li> <li>・ 満足度調査において出された意見を基に、実践的講習会の実施や指導・相談の実施時間帯の変更など、業務の改善に反映した。</li> </ul>		<p>（理由及び特記事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画以上の成果をあげている。</li> <li>・ 過労死予防のための体制を整えつつあることは評価できるが、相談件数等の情報提供数や、満足度といった単純指標でなく、具体的な予防成果の指標を得ることはできないのだろうか。</li> <li>・ 年中無休の電話相談は精力的な努力である。満足度も高い。</li> <li>・ 利便性の向上に努めたことを評価する。</li> <li>・ 過労死、過労自殺、勤労女性の健康管理の対策については、計画を大幅に上回る数字をあげている。</li> <li>・ 夜間、土日の指導・相談を実施している。企業への出張講習会を行った。</li> <li>・ いずれの目標を達成したのは見事である。</li> <li>・ 過労死予防対策の効果は、本来、ただ相談事業や指導を何件したかではなく、日本全体か少なくとも指導や相談事業を精力的に行った県（または地域）とあまり行わなかった地域の過労死がどのように変化したかをみるべきで、シート4の研究開発のテーマにもそのような目的の研究（コホート研究）を取り上げる方がよいと思われる。</li> <li>・ 数字は計画を上回るが当然の成果と考えられる。中期目標が低すぎたとも考えられる。</li> <li>・ 勤労者への各種指導・相談件数が増加していると評価できる。これからの事業が日本全体としてニーズをどの程度カバーできているのかという目配りも持ってほしい。</li> <li>・ 達成率の中身の再検討が必要である。達成率×効果率（どういう点が効果があったのか、何故効果があつたのか）ということが、成果率に繋がっている。</li> </ul>	

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>③ 勤労者医療の地域支援の推進                      労災病院においては、地域における勤労者医療を支援するため、紹介患者の受け入れなど地域の労災指定医療機関との連携を推進するとともに、労災指定医療機関を対象にしたモデル医療普及のための講習、労災指定医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を行うこと。                      また、利用した労災指定医療機関、産業医等から診療や産業医活動の上で有用であった旨の評価を70%以上得ること。</p>	<p>③ 勤労者医療の地域支援の推進                      労災病院においては、勤労者医療の地域支援の推進に関し示された中期目標を達成するため、次のような取組を行う。</p> <p>ア 患者紹介に関する労災指定医療機関との連携機能を強化すること等により、中期目標期間の最終年度までに、患者紹介率を40%以上(※1)とする。                      (※参考1：平成14年度実績 30.3%)</p> <p>イ 労災疾病に関するモデル医療を普及するため、労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関等の診療時間等に配慮して症例検討会や講習会を設定することにより、中期目標期間中、延べ3万2千人以上(※2)に対し講習を実施する。また、モデル医療に関し、多様な媒体を用いた相談受付を実施する。</p> <p>ウ 高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ・診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ6万件以上(※3)実施する。</p> <p>エ 利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を毎年度実施し、地域支援業務の改善に反映する。                      (※参考2：平成14年度実績 5,987人×5年間の5%増)                      (※参考3：平成14年度実績 11,364件×5年間の5%増)</p>	<p>③ 勤労者医療の地域支援の推進                      地域医療連携室において次のような取組を行うとともに、利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価を70%以上得る。</p> <p>ア 紹介患者の取扱い等勤労者医療の地域支援業務を地域医療連携室に一元化し、労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、33%以上の患者紹介率を確保する。</p> <p>イ 労災疾病に関するモデル医療を普及するため、労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関の診療時間等に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるよう媒体の多様化を図り、6千人以上を対象にモデル医療の普及を行う。</p> <p>ウ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報し、延べ1万1千5百件以上の受託検査を実施する。</p> <p>エ ニーズ調査・満足度調査の結果を検討し、調査において出された意見を地域支援業務の改善に反映する。</p>	<p>③ 勤労者医療の地域支援の推進 <span style="float: right;">資料06-01</span>                      地域医療連携室において、労災指定医療機関等との連携強化、労災疾病に関するモデル医療の普及等に取り組むとともに、利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、78.6%の利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価を得た。</p> <p>ア 労災指定医療機関等との連携強化 <span style="float: right;">資料06-02</span>                      地域医療連携室を設置して、紹介患者の受付等の業務、労災指定医療機関、産業医等に対するモデル医療の普及業務、病診・病病連携業務、行政協力窓口業務、産業保健推進センターとの連携業務を一元化し、労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、38.6%の患者紹介率を確保した。</p> <p>イ モデル医療の普及 <span style="float: right;">資料06-03</span>                      労災疾病に関するモデル医療普及のため、地域医療機関の休診日や診療時間終了後に配慮し、「腰椎椎間板ヘルニア等に対する内視鏡手術」等に関する症例検討会や「騒音難聴と聴覚管理」等の講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談を電話、FAX及びメールにより受け付けた。                      なお、症例検討会、講習会により16,386人を対象にモデル医療の普及を行った。</p> <p>ウ 高額医療機器を用いた受託検査の実施 <span style="float: right;">資料06-04</span>                      CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報し、23,092件の受託検査を実施した。</p> <p>エ ニーズ調査・満足度調査の結果に基づく業務の改善 <span style="float: right;">資料06-05</span>                      平成16年9月～10月、地域医療連携室のサービスを利用する労災指定医療機関等の医師5,306人に対し、医療情報の提供、医療水準、診療時間帯等についてアンケート調査を実施した。(有効回答2,192人、回答率41.3%)                      この調査において出された意見を基に、CT、MRI等の受託検査予約の24時間実施、紹介状に対する返信の迅速化など業務の改善に反映した。</p>

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<p>○ 療養施設の運営業務（勤労者医療の地域支援の推進）について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労災指定医療機関等が勤労者医療の地域支援に対してどのようなニーズがあるか調査し、ニーズに合致した地域支援業務が実施されているか。</li> <li>・ 利用者である労災指定医療機関等から、診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価が70%以上得られたか。</li> <li>・ 労災病院において、地域医療連携室を設置して労災指定医療機関との連携強化に努め、33%以上の患者紹介率が達成されたか。</li> <li>・ 労災指定医療機関等の診療時間等に配慮して症例検討会や講習会が開催され、医師等6千人以上にモデル医療の普及が行われたか。</li> <li>・ モデル医療に関して、多様な媒体を用いた相談受付が実施されているか。</li> <li>・ ホームページ、診療案内等に高度医療機器の利用案内に関する情報が盛り込まれたか。</li> <li>・ 受託検査が延べ1万1千5百件以上実施されたか。</li> <li>・ ニーズ調査・満足度調査において提出された意見を検討し、業務の改善に反映されたか。</li> </ul>	<p>（理由及び特記事項）</p> <p>○ 紹介患者の受付、モデル医療の普及、高額医療機器を用いた受託検査等の業務を地域医療連携室に一元化し労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、患者紹介率38.6%（年度計画に比し5.6ポイントアップ、単年度で中期目標期間中の向上目標9.ポイントの85.6%達成）、症例検討会・講習会によるモデル医療の普及件数16,386人（年度計画の273.1%、単年度で中期計画の51.2%達成）、高額医療機器を用いた受託検査23,092件（年度計画の200.8%、単年度で中期計画の38.5%達成）の実績を挙げた。併せて、利用者からは、中期目標で示された70%を大きく上回る78.6%の満足度を得た。このように全ての項目で計画を上回る実績を挙げたことから、自己評定を「A」とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労災指定医療機関等から勤労者医療の地域支援業務に対して、どのようなニーズがあるか調査し、ニーズにあった地域支援業務の改善を行った。</li> <li>・ 満足度調査を実施し、紹介実績のある医師から、診療や産業保健活動に関して有用である旨の評価を78.6%得た。</li> <li>・ 全ての労災病院に地域医療連携室を設置し、業務を一元化することにより、患者紹介率は、38.6%を達成した。</li> <li>・ 地域医療機関の休診日や診療時間終了後に配慮し、症例検討会や講習会を開催し、医師等16,386人にモデル医療の普及を行った。</li> <li>・ モデル医療に関して、電話・FAX・メール等による相談受付を実施した。</li> <li>・ ホームページ、診療案内等に高度医療機器の利用案内に関する情報を盛り込んだ。</li> <li>・ 受託検査については、23,092件実施した。</li> <li>・ 平成16年9月13日から平成16年10月8日までの期間中に、紹介実績のある医師に対してニーズ調査を実施し、この調査結果に基づき提出された意見、要望について各地域医療連携室毎に検討し、反映した。</li> </ul>		<p>（理由及び特記事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ほぼ計画を達成している。</li> <li>・ 地域支援体制の整備に関する努力件数は明らかに目標を上回っており、一定水準のアンケート調査による満足度評価と質的記述も高いことは、評価される。</li> <li>・ 受託検査の計画を大幅に上回る件数実施した。</li> <li>・ モデル医療に関してメール等による相談受付を実施した。</li> </ul>	

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>④ 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供</p> <p>ア 労災病院においては、別紙に示された12分野の労災疾病について、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的医療を提供するとともに、その質の向上を図ること。</p> <p>なお、労災看護専門学校においては、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成すること。</p>	<p>④ 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供</p> <p>ア 労災病院においては、次のような取組により、中期目標の別紙に示す12分野の労災疾病について、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的医療を提供するとともに、その質の向上を図る。</p> <p>i 中期目標期間の初年度に、12分野毎の専門医からなる検討委員会を設置し、各分野毎に臨床評価指標を策定する。当該指標により、次年度から医療の質に関する自己評価を行う。</p> <p>ii 研究・開発されたモデル医療を臨床の現場で実践し、症例検討会等で評価を行うとともに、その結果をフィードバックし研究に反映させる。</p> <p>iii 労災看護専門学校において、勤労者の健康を取り巻く現況や職業と疾病との関連性等に関するカリキュラムを拡充することにより、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を育成する。</p> <p>iv 労災リハビリテーション工学センターにおいて、工学技術を用い義肢装具等の研究・開発を実施し、その成果をリハビリテーションに活用する。</p>	<p>④ 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供</p> <p>ア 12分野の疾病に関する高度・専門的医療を提供するとともに、提供する医療の質の向上を図るため、労災病院において次のような取組を行う。</p> <p>i 12分野毎の専門医からなる検討委員会を設置し、各分野毎に臨床評価指標を策定する。</p> <p>ii 労災看護専門学校においては、勤労者医療に関するカリキュラムの拡充を図るため、検討会を設置し、勤労者の健康を取り巻く状況の変化等を踏まえたカリキュラムの見直しを行う。</p> <p>iii 労災リハビリテーション工学センターにおいては、歩行訓練の工学的研究、麻痺患者に対する機能的電気刺激の応用研究に基づき義肢装具等を開発するとともに、その成果をリハビリテーションに活用する。</p>	<p>④ 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供</p> <p>ア 高度・専門的医療水準の向上のための取組 <a href="#">資料07-01</a> 12分野の疾病に関する高度・専門的医療を提供するとともに、提供する医療の質の向上を図るため、労災病院において次のような取組を行った。</p> <p>i 臨床評価指標の策定 <a href="#">資料07-02</a> 12分野毎の専門医からなる検討委員会を設置し、各分野毎の臨床評価指標を策定した。 平成17年度からデータの収集を開始する。</p> <p>ii 専門性を有する看護師の養成 <a href="#">資料07-03</a> <a href="#">資料07-03-01</a> 各労災看護専門学校の教務長を委員とする検討会を開催し、勤労者医療の中核的役割を推進する人材を育成することを目的として、17年度入学生から勤労者医療概論、メンタルヘルスマネジメント等の勤労者医療に関するカリキュラム75時間4単位を実施するよう労災看護専門学校のカリキュラムの見直しを行った。</p> <p>iii 義肢装具等の開発 <a href="#">資料07-04</a> <a href="#">資料07-04-01~03</a> 労災リハビリテーション工学センターにおいて、義肢装具等の開発、歩行訓練の工学的研究及び機能的電気刺激の応用研究を実施した。また、麻痺患者等への運動機能再建を延べ991回実施するとともに、国際義肢装具学会等の学会における講演、福祉機器関係企業に対するセミナーの実施など研究成果の活用を図った。</p>

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
	<p>v 次の(i)及び(ii)の取組により、高度・専門的医療の提供に必要な優秀な人材を確保するとともに、その資質の向上を図る。</p> <p>(i) 勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムを作成し、医師臨床研修に積極的に取り組むことにより、優秀な医師を育成、確保する。</p> <p>(ii) 毎年度、研修カリキュラムを検証し、職種毎の勤労者医療に関する研修内容をはじめとする専門研修内容を充実することにより、職員個々の資質の向上を図る。</p>	<p>iv 高度・専門的医療を提供できる優秀な人材を確保するとともに資質の向上を図るため、次のとおり取り組む。</p> <p>(i) 医師臨床研修指定病院においては、勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムを作成し、当該プログラムに基づいて医師臨床研修を実施するとともに、指導医、研修医の意見を参考に臨床研修プログラムの改善に反映させる。</p> <p>(ii) 勤労者医療の中核的役割に関する講義を重点項目の1つとして研修プログラムの充実を図り、当該研修プログラムに基づき、本部において職員の集合研修を実施し、受講生の意識改革及び理解を深める。 また、研修における受講者の理解度に関するアンケート調査、労災病院における患者満足度調査の結果等を検証し、研修カリキュラムの充実反映させる。</p>	<p>iv 人材の確保と資質の向上 高度・専門的医療を提供できる優秀な人材を確保するとともに資質の向上を図るため、次のとおり取り組んだ。</p> <p>(i) 医師臨床研修への取組 <span style="float: right;">資料07-05</span> 医師臨床研修指定病院である26労災病院において勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムを作成し、当該プログラムに基づき、企業の産業医と連携した健康診断から予防・治療・職場復帰までの健康管理等の臨床研修を実施した。 また、これらの病院においては、研修を担当した指導医や研修を受けた研修医の意見を参考に、生活習慣病対策や過労死予防対策に関する研修を取り入れるなど、平成17年度以降のプログラム内容を改善した。</p> <p>(ii) 職員研修への取組 <span style="float: right;">資料07-06</span> 労災病院が政策医療機関として勤労者医療を推進することの重要性や独立行政法人に求められる効率的・効果的な業務運営に関する講義を盛り込み研修プログラムの充実を図り、本研修プログラムに基づき、本部において21研修、延べ1,053人に対して集合研修を実施した。 研修後のアンケート調査では、受講生の77%が「理解できた」又は「概ね理解できた」と回答するとともに、受講生の受講報告書等では「独法の厳しさ等の理解ができた」、「労災病院のおかれている現状と中期目標・中期計画の重要性が理解できた」等の評価が寄せられるなど、受講生の意識改革及び理解が深められた。 なお、労災病院における患者満足度調査において、職員個々の資質の向上に関わる項目として「患者接遇に対する満足度」の結果を検証し、平成17年度から「患者接遇と人間関係」と題した講義を研修に取り入れることとした。</p>



中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績									
<p>イ 国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、情報開示に基づく患者の選択を尊重し、良質な医療を提供すること。これにより、患者満足度調査において全ての病院で70%以上の満足度を確保すること。</p> <p>また、患者の安全を確保するため、組織的・継続的な取組により職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図ること。</p>	<p>vi 救急救命士の病院研修受入等による消防機関との連携を強化するとともに、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフを育成し配置する。これにより、中期目標期間中に、延べ30万人以上（※）の救急搬送患者を受け入れる。</p> <p>（※参考：平成14年度実績 56,653人×5年間の5%増）</p> <p>イ 日本医療機能評価機構等の病院機能評価の受審、さわやか患者サービス委員会活動、クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、より良質な医療を提供する。</p> <p>また、医療安全チェックシートを見直し、全ての労災病院で活用するとともに、医療安全に関する研修及び医療安全推進週間を実施し、医療安全に関する知識・意識の向上を図る。</p>	<p>v 救急救命士の病院研修受入や連絡会議の開催等により消防機関との連携を強化するとともに、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフを育成し配置する。これらにより、5万8千人以上の救急搬送患者を受け入れる。</p> <p>イ 良質で安全な医療を提供するため、次のとおり取り組むとともに、患者満足度調査を実施し、全ての労災病院において患者から満足度のいく医療が受けられている旨の評価を70%以上得る。</p>	<p>v 救命救急医療への対応 <span style="float:right">資料07-07</span> 救急救命士の病院研修受入（2,376人）、連絡会議等の開催（99回）等により、消防機関との連携を強化した。</p> <p>また、ドクターヘリ講習会等の院外研修への参加（453人）、院内の救急医療講習会等への参加（3,484人）等により、救急スタッフを育成し、配置した。</p> <p>これらの取組により、64,472人の救急搬送患者を受け入れた。</p> <p>vi 重大災害発生への対応 <span style="float:right">資料07-08 資料07-08-01</span> 「労災病院災害対策要綱（平成8年4月1日制定）」に基づき、機構本部に理事長を本部長とする災害対策本部を設置し、次のとおり迅速かつ機動的に対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟県中越地震（16年10月） 燕及び新潟労災病院の医師、看護師等による医療救護班が被災地である十日町市、小千谷市に出向き906名の被災者の医療救護活動を実施した。</li> <li>・JR福知山線事故（17年4月） 関西労災病院において入院患者36名、外来患者33名を受入れた。また、大阪労災病院から医師9名を含む14名を関西労災病院へ派遣し救急患者の対応にあたった。さらに、勤労者予防医療センター等の心の電話相談により事故関係者等の心のケア対策を実施した。</li> </ul> <p>vii 病院IT化への取組 <span style="float:right">資料07-09</span> 医療の質の向上や病院運営の効率化等の観点から、情報の共有化によるチーム医療の推進や地域医療連携の推進等を目指し、オーダーリングシステム、電子カルテシステムの導入を進めた。</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">・オーダーリングシステム</td> <td style="padding-left: 10px;">16年度新規稼働</td> <td style="padding-left: 10px;">1施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 10px;">16年度現在稼働</td> <td style="padding-left: 10px;">20施設</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">・電子カルテシステム</td> <td style="padding-left: 10px;">17年度新規稼働</td> <td style="padding-left: 10px;">1施設</td> </tr> </table> <p>viii 医療機器の整備 <span style="float:right">資料07-10</span> 高度・専門的な医療を提供し、医療の質の向上を図るため、より高度な治療機器、より正確な診断機器等の整備を行った。</p> <p>イ 良質で安全な医療の提供 <span style="float:right">資料07-11</span> 良質で安全な医療を提供するため、日本医療機能評価機構等の病院機能評価の受審、クリニカルパス活用の推進などに取り組むとともに、患者満足度調査を実施し、全ての労災病院において70%以上の患者から満足度のいく医療が受けられている旨の評価を得た。（全病院平均で78.6%の満足度）</p>	・オーダーリングシステム	16年度新規稼働	1施設		16年度現在稼働	20施設	・電子カルテシステム	17年度新規稼働	1施設
・オーダーリングシステム	16年度新規稼働	1施設										
	16年度現在稼働	20施設										
・電子カルテシステム	17年度新規稼働	1施設										

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
		<p>i 良質な医療を提供するため、準備の整った病院から順次、日本医療機能評価機構等の病院機能評価を受審する。</p> <p>ii チーム医療の推進、患者に分かりやすい医療の提供や医療の標準化のためクリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、クリニカルパスの活用を推進する。</p> <p>iii 利用者の視点に立った医療サービスを提供するため、患者満足度調査の結果をさわやか患者サービス委員会の活動等を通じて、業務の改善に反映する。</p> <p>iv 安全な医療を推進するため、医療安全に関する取組を点検するための「医療安全チェックシート」の見直しを行うとともに、各労災病院において医療安全に関する研修会を年2回以上実施すること、医療安全推進週間に参加すること等により、職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図る。</p>	<p>i 病院機能評価の受審 <span style="float: right;">資料07-12</span> 日本医療機能評価機構の評価項目や視点を参考に自院の状況の点検を行い、問題点の改善などの準備が整った4病院において病院機能評価を受審した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>受審 27病院（受審率84.4%） 認定 21病院（認定率65.6%） （全国病院の認定率16.5%）</p> </div> <p>ii クリニカルパス活用の推進 <span style="float: right;">資料07-13</span> 全ての労災病院に設置するクリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、平成17年3月までに2,163件のクリニカルパスを作成した（平成15年12月と比較して50.5%増）。また、作成したクリニカルパスを活用し、入院から退院までの治療内容が理解でき安心感が生まれるなどの患者に分かりやすい医療の提供及び医師の経験の差による診療方針の隔たりを少なくするなどの医療の標準化に努めた。（クリニカルパス適用率79.6%）</p> <p>iii 患者満足度調査の結果に基づく改善 <span style="float: right;">資料07-14</span> 平成16年9月、入院患者10,184人、外来患者33,244人に対し、診療、病院環境、職員接遇等についてアンケート調査を実施した。 この調査において出された意見を基に、職員の態度への不満に対応した患者接遇の関する講習会・研修会の実施、待ち時間に対する不満に対応した予約待ち時間情報の表示など、さわやか患者サービス委員会の活動等を通じて業務の改善に反映した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>入院患者調査 99項目 有効回答 8,079人、回答率79.3% 外来患者調査 89項目 有効回答21,800人、回答率65.6%</p> </div> <p>iv 安全な医療の推進 <span style="float: right;">資料07-15 資料07-15-01~02</span> 各病院職員による自院の医療安全対策水準の把握、各病院における医療安全に対する意識の平準化、統一された患者の安全の確保等を目的に、各病院で導入されていた「医療安全チェックシート」について見直しを行い、各労災病院の医療安全管理者やコメディカルの代表者等の意見の集約、任意病院での試行チェックを経て、全労災病院共通の統一的・標準的な「医療安全チェックシート」を作成した。 また、全労災病院において、医療安全に関する研修会を年2回以上実施するとともに、厚生労働省が主催する「医療安全推進週間」（11/21日～11/27土）に全労災病院が職員研修・講演会の実施、地域住民公開講座の開催、院内パトロールの実施、医療安全コーナーの設置等により参加し、職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図った。</p>

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<p>○高度・専門的医療水準の維持・向上を図るため、適切な取組が計画的になされているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12分野毎の専門医からなる検討委員会を設置し、各分野毎に臨床評価指標が策定されたか。</li> <li>・ 勤労者医療に関するカリキュラムの拡充を図るため、検討会が設置され、勤労者の健康を取り巻く状況等を踏まえたカリキュラムの見直しが行われたか。</li> <li>・ 工学技術を用いた義肢装具等の研究・開発に関し、その成果をリハビリテーションに活用しているか。</li> <li>・ 勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムが作成されたか。</li> <li>・ 当該プログラムに基づき医師臨床研修が実施されるとともに、指導医、研修医の意見を参考にし、当該プログラムの改善が図られているか。</li> <li>・ 勤労者医療に関する研修プログラム内容の充実を図り、集合研修が実施されたか。</li> <li>・ 受講者に対するアンケート調査、労災病院における患者満足度調査の結果等を検証し、研修カリキュラムの充実に反映されたか。</li> <li>・ 救急救命士の病院研修受入等による消防機関との連携強化、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフの育成に取り組んでいるか。</li> <li>・ 救急搬送患者が5万8千人以上受け入れられたか。</li> <li>・ 全ての病院において、患者から満足のいく医療が受けられているとの評価が70%以上得られたか。</li> <li>・ 当該年度に病院機能評価受審を計画していた病院で、受審が行われたか。</li> <li>・ クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、クリニカルパスの活用が推進されたか。</li> <li>・ 患者満足度調査の結果をさわやか患者サービス委員会の活動等を通じて、業務の改善に反映されたか。</li> <li>・ 全労災病院共通の医療安全チェックシートの統一に向けて、見直しがされたか。</li> <li>・ 全ての労災病院において、医療安全に関する研修会が計画的に年2回以上実施されたか。</li> <li>・ 全ての労災病院が医療安全推進週間に参加したか。</li> </ul>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 本項目においては、高度・専門的医療の提供について、中期計画・年度計画において定められている事項を着実に実施するとともに、医療機関としての基盤である良質な医療の提供を目指し、病院機能評価の受審、クリニカルパス活用の推進、安全な医療の推進を重点事項として取り組んだ。</p> <p>病院機能評価については、全ての労災病院で500以上の評価項目全てをクリアすることを目標として問題点の改善に取り組み、本年度に受審した4病院を含め、受審率84.4%(27病院)、認定率65.6%と全国病院の状況(認定率16.5%)を大きく上回っている。</p> <p>また、分かりやすい医療の提供、医療の標準化や情報の共有化を通じたチーム医療の推進を図るため、クリニカルパスの作成やその適用を強力に推進した(作成件数2,163件・対前年度比50.5%増、適用率79.6%)。</p> <p>さらに、安全な医療の推進については、国内の病院グループとしては初の試みとして全労災病院共通の「医療安全チェックシート」を導入したところであり、マスコミや他の病院から大きな評価を得た。これらのことから、自己評定を「A」とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12分野毎の専門医からなる検討委員会を設置し、各分野毎に臨床評価指標を策定した。</li> <li>・ 勤労者医療に関するカリキュラムの拡充を図るため検討会が設置され、勤労者の健康を取り巻く状況等を踏まえたカリキュラムの見直しを行った。</li> <li>・ 学会発表、セミナーの開催、特許申請等を指標に義肢装具等の開発のため現在で8本の研究を実施中である。また、吊り上げトレッドミルを用いた歩行訓練により麻痺患者等37人に対し運動機能再建を延べ991回実施しリハビリテーションに活用した。また、33人の歩行不可能患者のうち27人が何らかの方法により歩行可能となった。</li> <li>・ 臨床研修指定病院となっている26労災病院で、勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムを作成した。</li> <li>・ 上記病院で当該プログラムに基づき医師臨床研修を実施するとともに、指導医、研修医の意見を参考にプログラムの改善を行った。</li> <li>・ 勤労者医療に関する研修プログラム内容の充実を図り、集合研修を実施した。</li> <li>・ 受講生に対するアンケート調査、労災病院における患者満足度の結果等を検証し、研修カリキュラムの充実に反映した。</li> <li>・ 救急救命士の病院研修受入等による消防機関との連携強化、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフの育成に取り組みを行った。</li> <li>・ 救急搬送患者を64,472人受け入れた。</li> <li>・ 全ての病院において、患者から満足のいく医療が受けられているとの評価が70%以上得られた(全病院平均78.6%)。</li> <li>・ 平成16年度病院機能評価実施予定の4病院で受審した。</li> <li>・ クリニカルパスについて、作成件数2,163件(対前年度比50.5%増)、適用率79.6%と、作成やその適用を強力に推進した。</li> <li>・ 患者満足度調査の結果をさわやか患者サービス委員会の活動等を通じて、業務の改善に反映した。</li> <li>・ 医療安全チェックシートについて、スケジュール通りに見直しを行った。また、試行病院においては、チェック後に改善を要する項目について見直しに取り組んだ。</li> <li>・ 全ての労災病院において、医療安全に関する研修会を年2回以上(計453回)実施した。</li> <li>・ 全ての労災病院において、自院の特徴を盛り込んだ実施計画を立案し、「医療安全推進週間」(11/21日～11/27土)に参加した。</li> </ul>		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ほぼ計画通りである。</li> <li>・ 労災看護学または産業看護学の確立のための基盤ができた、と評価する。</li> <li>・ 脊髄損傷者のための歩行訓練補助機器の実用性に今後期待する。</li> <li>・ 高度・専門的医療水準の維持・向上のために、具体的項目ごとに計画的に進めたことは評価できる。これらの成果をバランス・スコアカードの手法で総合的な評価が進むことを期待する。</li> <li>・ 職員研修は、評価する。</li> <li>・ 現実に需要の見込まれる共同研究を行っている。</li> <li>・ 中越地震、福知山線事故の際に適切な措置をとった。</li> <li>・ 医療安全に関する研修会を行った。</li> <li>・ 魅力ある医師臨床研修を実施することが、労災医療に貢献する医師の確保につながるため今後の頑張りを期待する。</li> <li>・ 病院機能評価の積極的受審、「医療安全チェックシート」の導入等、質の向上に積極的に取り組んでいる。</li> <li>・ クリニカルパスの作成や適用を推進した。</li> <li>・ 患者満足度は、いつ、どこで調査したかが大切である。退院後1～2ヶ月後の満足度が重要といわれている。</li> <li>・ 質的な情報量が多いため、もう少し目標設定を的確かつ簡潔に行ってほしい。</li> <li>・ 計画を大幅に上回るものは、当初目標が低すぎたのではないかと思われるが、各種方策の展開は高く評価できる。</li> <li>・ 医療事故(過誤も含む)に関する記載がないのでわからない。</li> </ul>	

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績	
<p>⑤ 行政機関等への貢献 国が設置している検討会、委員会等への参加要請に協力するとともに、迅速・適正な労災認定に係る意見書の作成等を通じて行政活動に協力すること。</p>	<p>⑤ 行政機関等への貢献 ア 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、国が設置する委員会への参加、情報提供等により、行政機関に協力する。</p> <p>イ 労災認定に係る意見書等の作成については、複数の診療科にわたる事案について、院内の連携を密にするなど適切かつ迅速に対応する。</p>	<p>⑤ 行政機関等への貢献 ア 労災認定基準等の見直しに係る検討会に参加するほか、国の設置する委員会への参加、情報提供等により行政機関に協力する。</p> <p>イ 労災認定に係る意見書等を適切かつ迅速に作成するため、複数の診療科にわたる事案については院内の連携を密にする。</p>	<p>⑤ 行政機関等への貢献 ア 国の設置する委員会への参加等 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料08-01</span> 「振動障害の検査指針検討会」など労災認定基準等の見直しに係る検討会に7人の労災病院医師が参加したほか、「地方じん肺審査会」など国の設置する委員会に労災病院医師50人が参加し、行政機関に対して積極的に協力を行った。</p> <p>イ 労災認定に関する意見書等の適切かつ迅速な作成 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料08-02</span> 労災認定に関する意見書等の作成について、特に複数の診療科にわたる事案に関し、院内医師への迅速な依頼や院内体制の連携の緊密化に努め、全ての意見書等の平均において処理日数を前年度比8.6日短縮した。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>平成15年度 平均29.3日 平成16年度 平均20.7日（8.6日短縮）</p> </div>	
<p>評価の視点</p>	<p>自己評定</p>	<p>A</p>	<p>評 定</p>	<p>B</p>
<p>○ 療養施設の運営業務（行政機関等への貢献）について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <p>・ 労災認定基準等の見直しに係る検討会や国が設置する委員会等への参加、情報提供等の協力が行われたか。</p> <p>・ 複数の診療科にわたる労災認定に係る意見書等の作成が、適切かつ迅速に行われているか。</p>	<p>（理由及び特記事項）</p> <p>○ 労災認定基準の見直しに係る検討会に積極的に参加するとともに、労災認定に係る意見書等の処理日数を平成15年度29.3日から20.7日に大幅に短縮（△8.6日）した。これらのことから、自己評定を「A」とした。</p> <p>・ 労災認定基準等の見直しに係る検討会や国が設置する委員会等へ労災病院医師50人が参加し、情報提供等の協力を行った。</p> <p>・ 複数の診療科にわたる労災認定に係る意見書等の作成について、処理日数を前年度から8.6日短縮した。</p>		<p>（理由及び特記事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ほぼ計画通りであり、当然の結果である。</li> <li>・ 処理日数等の短縮が順調に進んでいると評価できる。</li> <li>・ 行政に適切な情報提供を行った。特に迅速な意見書提出に努めた。</li> <li>・ 労災認定の意見書のスピード化はそれまでの仕事が一概念に基づいて行われていたにすぎない。</li> </ul>	

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営 被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に係る高度・専門的医療を提供し、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上(※)確保すること。</p> <p>※参考：平成14年度実績 医療リハビリテーションセンター 75.4% 総合せき損センター 78.8%</p>	<p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営</p> <p>① 医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、チーム医療を的確に実施することにより、身体機能の向上を図るとともに、職業復帰に向けた機能の改善状況を勘案しつつ、職業リハビリテーションセンターとの連携を図る。</p> <p>② 総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を的確に実施することにより、早期に身体機能の向上を図るとともに、職業復帰に向けた機能の改善状況を勘案しつつ、せき髄損傷者職業センターとの連携を図る。</p>	<p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営</p> <p>① 対象患者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を一層促進し、職業リハビリテーションセンターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。</p> <p>② 対象患者の職業・社会復帰を支援するため、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後の医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を一層促進し、せき髄損傷者職業センターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。</p>	<p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料09-01</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料09-02</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料09-03</span></p> <p>① 医療リハビリテーションセンターの運営 かつては「寝たきり」と言われ自立が困難な重度障害者であった、他の医療機関では対応が困難な四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者等の全身管理が必要な患者に特化して、広く全国から患者を受け入れている。また、患者毎の障害に応じたプログラムを作成するとともに、次の取組により、退院患者のうち80.2%の者が医学的に職場・自宅復帰可能となった。これらのことから、患者からは満足度79.8%（特に、「たいへん満足」が49.7%）と、高い評価を得られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度の障害や併発する疾病に対応した複数診療科医師、看護師、リハビリテーション技師、栄養士、MSW等によるチーム医療の実施</li> <li>・リハビリテーション効果の評価と患者毎のプログラム改良</li> <li>・在宅就労支援プログラムの実施及び職業リハビリテーションセンターとの連携等による退院後のケア</li> </ul> <p>② 総合せき損センターの運営 かつては「寝たきり」と言われ自立が困難な重度障害者であった、他の医療機関では対応が困難な外傷による脊椎・せき髄障害患者等の全身管理が必要な患者に特化して、広く全国から患者を受け入れている。また、患者毎の障害に応じたプログラムを作成するとともに、次の取組により、退院患者のうち82.9%の者が医学的に職場・自宅復帰可能となった。これらのことから、患者からは満足度89.7%（特に、「たいへん満足」が52.7%）と、非常に高い評価を得られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度の障害や併発する疾病に対応した複数診療科医師、看護師、リハビリテーション技師、栄養士、MSW等によるチーム医療の実施</li> <li>・リハビリテーション効果の評価と患者毎のプログラム改良</li> <li>・患者の障害に応じた車いす・自動車関連機器の改造及びせき髄損傷者障害センターとの連携等による退院後のケア</li> </ul>

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<p>○ 療養施設の運営業務（医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営）について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <p>・ 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対するチーム医療の促進及び職業リハビリテーションセンターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が80%以上確保されたか。</p> <p>・ 外傷による脊椎・せき髄損傷患者に対するチーム医療の促進及びせき髄損傷者職業センターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能職業復帰可能である退院患者の割合が80%以上確保されたか。</p>	<p>（理由及び特記事項）</p> <p>○ かつては「寝たきり」と言われ自立が困難な重度障害者であって、他の医療機関では対応が困難な四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者及び外傷による脊椎・せき髄障害患者（いずれも全身管理が必要）を国内の広範囲にわたる地域から受け入れ、①患者毎の障害に応じたプログラムの作成、②重度の障害や併発する疾病に対応した複数診療科医師、看護師、リハビリテーション技師等による病院一丸となったチーム医療の実施、③在宅就労支援プログラムの実施、患者の障害に応じた車いす・自動車関連機器の改造、職業リハビリテーションセンター・せき髄損傷者障害センターとの連携による退院後のケア等により、目標とされた医学的に職場・自宅復帰可能である者の割合80%以上を達成した。</p> <p>両センターにおいては、過去に職場・自宅復帰可能である者の割合が80%を超えたことはなく、このような困難な目標を独法化初年度に達成した。さらに、これらにより、患者満足度調査において両センターとも労災病院の平均である78.6%を上回る満足度（総合せき損センターは89.7%、医療リハビリテーションセンターは79.8%。また、「たいへん満足」の割合が非常に高く、総合せき損センターは52.7%、医療リハビリテーションセンターは49.7%と、労災病院平均の37.3%を大幅に上回っている。）を得たことから、自己評定を「A」とした。</p> <p>・ 四肢・脊損の障害、中枢神経麻痺患者に対するチーム医療の促進等により、医学的職場自宅復帰可能である退院患者の割合を80.2%得た。</p> <p>・ 外傷による脊椎・せき髄損傷者患者に対するチーム医療の促進等により、医学的職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を82.9%得た。</p>		<p>（理由及び特記事項）</p> <p>・ ほぼ目標通りの復帰可能率の達成が進んでおり、また適正かつ効率的な運営の努力がなされていると評価できる。</p> <p>・ 社会復帰率を評価する。さらに社会参加・職業参加率をあげるよう期待する。</p> <p>・ 重度障害者の復帰につき結果を出した。</p> <p>・ 大切な仕事である。</p> <p>・ 両センターの患者満足度が高いことは評価できる。この成果を労災病院に普及していく努力を期待する。</p>	